



税務調査の秋！！ 調査の流れを再確認！

✂ はじめに

例年残暑が厳しい季節ですが、今年は8月下旬から朝晩は過ごしやすくなってきているように感じます。

季節の変わり目ですから体調管理には気をつけたいところです。

さて、今回の事務所通信は税務調査についてです。

秋は食欲の秋・スポーツの秋・読書の秋と言われておりますが、実は税務調査の秋でもあります。

税務署職員が異動後、秋から本格的な調査が開始されます。

急な連絡で驚かないように簡単に税務調査の流れをご紹介します。

✂ ワンポイント解説

今月は税務調査について取上げます。

なぜこのタイミングで取上げるのか？税務署は7月に職員の異動があり新年度が始まります。

異動後は引継ぎや調査先の選定作業が主になり、9月以降本格的に調査が開始されます。

弊所でも8月上旬に早くも1件目の調査がございました…。

✂ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフコラム

ワンポイント解説

今月は税務調査について取上げます

例年残暑が厳しい季節ですが、今年は8月下旬から朝晩は過ごしやすくなってきているように感じます。通勤するだけで汗だくになる私としては、非常にありがたいです。

さて、今月号では税務調査について取上げたいと思います。なぜこのタイミングで取上げるのか？税務署は7月に職員の異動があり新年度が始まります。異動後は引継ぎや調査先の選定作業が主になり、9月以降本格的に調査が開始されます。

そのため税務調査の連絡があった場合でも落ち着いて対応できるように手続き面や調査の流れを簡単にお伝えしておきたいと思います。

1. 調査先の選定

調査が入ることになった際に、よくお聞きするのが「なんでうちに来るの？」「赤字やのに？」「何も悪い事はしてないのになぜ？」というお言葉です。

これは「税務調査＝疑われている、税金を取られる」という感覚があるからではないでしょうか？実際はそうではありません。税務調査はある程度定期的(法人は3年に1回)に行われますし、税金を絶対取られる！というものではございません。

ここでは、調査が入る可能性が高いケースをご紹介します。

(1) 過年度と比較して数字が大きく変動した会社

直前期に売上が大きく伸びた、大きな投資をした、経費の構成が大きく変わった場合など調査対象になるケースがございます。

経営者は理由がはっきりと把握できておりますが、税務署側は申告書だけでは詳細な中身がわ

かりません。

そのため「業態が大きく変わった可能性もあるから調査に入って内容を把握しておこう」という流れになります。

(2) 法人成りした個人事業者

消費税増税の影響もあり、今年は法人成りする個人事業者が多いと予想されます。

この場合、個人事業者として最後の所得税申告について税務調査が入るケースが多いです。

法人成りすれば事業が法人に移転し、個人事業者としては一度終了となります。このタイミングで調査しなければ、個人事業者時代の申告誤りを是正する機会を失うことになってしまいます。

また、法人成りのタイミングでは個人事業者が保有する資産を法人に移転します。この処理に誤りがあるケースが散見されることから調査に入る意味合いもございます。

<赤字なら調査に来ない！？>

そんなことはございません。確かに赤字の場合には申告書の誤りを指摘しても納税に直結しないことが多いです。そのため、調査対象法人から外れやすい時期もあったかと思えます。

しかし、平成24年度の赤字申告の割合は約74%です。赤字法人が大多数占める現在では赤字なら調査に来ないということとはございません。

むしろ、「全体の約7割を占める赤字申告法人の中には、税負担を逃れるために故意に赤字に偽装している法人もあることから、赤字申告法人に対しても積極的に調査を行っている。」という文言が東京国税局のプレスリリースにおいて記載されているぐらいです。

具体的には、赤字・黒字を繰り返して納税をほとんどしていないような会社だと考えられます。

2. 調査の連絡

手続きが明確化され、現在は以下の流れとなります。

- (1) 税務署から顧問税理士に電話連絡
- (2) 納税者と税理士で日程調整
- (3) 対応可能な日程を税務署に電話連絡
- (4) 税務署から調査に入る旨を納税者に電話連絡

平成 25 年から調査の流れが変わり上記(4)の納税者への連絡が必ず入ることになりました。

また、調査内容について税務署から事前に通知されることになりました。なお、弊所のお客様は弊所で調査内容の通知を受けます。

3. 調査期間等

調査は 2 日間(連続した日)、2 名の調査官というのが一般的です。時間は 10 時～16 時ぐらいで、お昼は 1 時間食事休憩を挟みます。実質 5 時間×2 日間の 10 時間です。

4. 調査時の同席について

最低でも調査初日のスタート時と、最終日の夕方は是非同席ください。可能であれば初日の夕方も同席して頂きたいです。

日中は業務があると思いますので、必要な時だけご対応頂ければ結構です。日中は弊所が対応します。

5. 調査時の流れ

(1) 初日

- ① 10 時から調査開始

挨拶と会社概要のヒアリング。「会社の組織形態」「売上の請求方法」「現金売上・仕入があるか」など大枠の情報をヒアリングしていきます。

② 11 時頃から

ヒアリングの内容+事前に調査官が疑問に感じていた点を中心に作業が開始します。

③ 16 時前後

初日のまとめとして現在疑問に思っている事項の指摘や、明日までに準備すべき資料を提示して初日は終了となります。

(2) 最終日

- ① 10 時から前日に引き続き調査開始

② 16 時前後

2 日間の調査で調査官が問題と考える事項が指摘されます。また、税金計算上誤りがない場合でも、今後経理をこうした方が良いといった改善点の指摘もごぞいます。

当然しっかりと処理できており、特段指摘がないケースもごぞいます。

(3) 問題点があると指摘された場合

当然納税者として正当な処理である旨の意見を主張することができます。間違えた指摘で言いなりになる必要はございません。弊所としても毅然とした態度で対応します。

6. まとめ

ここまで書きましたが少しは税務調査に対するイメージは膨らんだでしょうか？

これから秋にかけて本格的な税務調査シーズンとなります。もし連絡を受けた際は上記内容をご確認頂き、一緒に対応していきましょう！！

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 公益財団法人ひょうご活性化センター 登録専門家 公益社団法人東納税協会 記帳指導員 株式会社大阪彩都総合研究所 アドバイザー		

☆ スタッフコラム ☆

< 中小企業診断士試験 >

去る8月9日、10日。土日終日で中小企業診断士の一次試験を受験しました。当日は大型台風の直撃で悪天候でしたが、1年間の成果を発揮すべくテストに挑みました。

実は昨年10月から、クライアントの皆様へのアドバイスの幅を広げたい！自分の知識をもっと高めたい！という想いでひっそりと勉強を始めました。途中仕事との両立が厳しく、心が折れそうになりましたが、社長も頑張ってるのに自分が甘えてられへん！という想いでなんとか乗り越えました。

合格発表は9月9日。無事合格できれば10月26日に二次試験です。まだまだ挑戦は続く・・・(武原)

